

魚津市告示第65号

魚津市子育て短期支援事業実施要綱を次のように定める。

令和4年4月7日

魚津市長 村椿 晃

魚津市子育て短期支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て短期支援事業実施要綱(平成26年5月29日雇児発0529第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、魚津市子育て短期支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、当該児童を児童福祉施設等(以下「実施施設」という。)において一定期間養育を行うものとする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、魚津市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる者(以下「事業者」という。)へ当該事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(利用対象者)

第4条 事業の利用対象者は、魚津市内に住所を有する小学校修了前の児童(以下「児童」という。)であって、児童の保護者が次の各号のいずれかの事由に該当し、かつ、他に養育する者がいない場合とする。

- (1) 疾病、負傷、育児疲れ等の身体的又は精神的な負担に係る事由
- (2) 冠婚葬祭、出張等の社会的な事由
- (3) 出産、親族の看護等の家庭養育上の事由
- (4) その他やむを得ない事由により一時的に養育できないと市長が認めた場合

(利用期間)

第5条 事業の利用期間は、1回の利用につき7日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、必要最小限の範囲内で延長することができるも

のとする。

(申請)

第6条 事業を利用しようとする対象児童の保護者(以下「申請者」いう。)は、子育て短期支援事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(決定の通知等)

第7条 市長は前条の申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに利用の可否を決定し、子育て短期支援事業利用決定(不承認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用を決定したときは、子育て短期支援事業委託通知書(様式第3号)により実施施設に通知するものとする。

(利用の変更等)

第8条 申請者は、当該決定の内容を変更するときは、直ちに子育て短期支援事業利用変更(中止)申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに利用の可否を決定し、子育て短期支援事業利用変更決定(不承認)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(緊急利用)

第9条 市長は、緊急を要する場合については、第6条に規定する申請を待たずに、利用の可否を決定することができるものとする。この場合において、申請者は、事後速やかに申請書を提出しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 市長は、第7条又は第9条の規定により利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の決定を取り消すことができる。

(1) 第4条各号に掲げる事由に該当しなくなったとき。

(2) 児童が実施施設以外の児童福祉施設等に入所措置したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により利用の決定を受けたとき。

(4) その他市長が事業の利用を不相当と認めたとき。

(利用者負担額)

第11条 利用者は、別表に掲げる区分に応じ、定められた利用者負担額を支払わなければならない。ただし、市長が認めた場合は、当該利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(実績報告)

第12条 事業者は、毎月10日までに魚津市子育て短期支援事業利用実績報告書(様式第6号)により、前月分の利用実績を市長に報告するものとする

。

(委託料の請求)

第13条 事業者は、毎月末日までに前月分の事業にかかる委託料を市長に請求するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表 (第11条関係)

区分	児童年齢	利用者負担額 (日額)
・生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者世帯 ・当該年度分の市町村民税非課税世帯のうち、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のないものの世帯	2歳未満児	0円
	2歳以上児	0円
・当該年度分の市町村民税非課税世帯 ・当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のないものの世帯	2歳未満児	1,700円
	2歳以上児	600円
・その他世帯	2歳未満児	3,400円
	2歳以上児	1,200円

備考 当該年度とは、申請日が4月1日から5月31日までの間にあつては、「前年度分」と読み替える。

子育て短期支援事業利用申請書

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所
(保護者)

氏名
電話番号

次の理由により、子育て短期支援事業の利用を申し込みます。利用の決定がなされた場合、次の事項を履行することを確約します。

児童	ふりがな	続柄	生年月日	性別	就学状況 (学年)	
	氏名					

利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
------	---------------

申請事由	
------	--

緊急連絡先	保護者	
	保護者以外	

履行事項	1 利用期間中に利用児童について、入院その他緊急の措置を執る必要が生じた場合には、その処遇について実施施設に一任すること。 2 利用期間が終了したときは、直ちに利用児童を引き取ること。 3 実施施設への児童の送迎は原則保護者が行うこと。 4 利用後は、速やかに利用者負担額を支払うこと。
------	--

魚津市が子育て短期支援事業の利用の決定及び利用者負担額の決定に必要な市民税や世帯情報を閲覧すること及び、当該事業の利用の決定を受けたときは、この申請に係る情報を、実施施設に送付することに同意します。

氏名 _____

様

魚津市長

子育て短期支援事業利用決定（不承認）通知書

年 月 日付け申し込みのあった子育て短期支援事業について、次のとおり決定したので通知します。

利用を認めます。

児童	氏名	
	氏名	
	氏名	
実施施設	住所	
	施設名	
利用期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）	
利用者負担額		
履行事項	1 利用期間中に利用児童について、入院その他緊急の措置を執る必要が生じた場合には、その処遇について実施施設に一任すること。 2 利用期間が終了したときは、直ちに利用児童を引き取ること。 3 実施施設への児童の送迎は原則保護者が行うこと。 4 利用後は、速やかに利用者負担額を支払うこと。	

利用を認めません。

理由

年 第 号
月 日

様

魚津市長

子育て短期支援事業委託通知書

魚津市子育て短期支援事業委託契約に基づき、次の者を短期保護願います。

児童	氏名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）（男・女）
	氏名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）（男・女）
	氏名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）（男・女）
申請者 (保護者)	住所	
	氏名	
	利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日（日間）
	申請理由	
	世帯類型	
緊急連絡先		
委託先		
委託料		

子育て短期支援事業利用変更（中止）申請書

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所
(保護者)
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で利用決定をした魚津市子育て短期支援事業の利用内容について、変更・中止したいので次のとおり申請します。

児童	ふりがな	続柄	生年月日	性別	就学状況 (学年)
	氏名				

変更・中止の理由

変更内容	<input type="checkbox"/> 利用期間の変更	
	変更前	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
	変更後	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
	<input type="checkbox"/> その他の変更	
	変更前	
	変更後	
	<input type="checkbox"/> 利用の中止	
利用申請していた期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)	

(添付書類) 子育て短期支援事業利用決定通知書

様

魚津市長

子育て短期支援事業利用変更決定（不承認）通知書

年 月 日付けで申し込みのあった子育て短期支援事業利用変更（中止）について、次のとおり決定したので通知します。

変更（中止）を認めます。

児童	氏名	
	氏名	
	氏名	
実施施設	住所	
	施設名	
利用期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）	
利用者負担額		
履行事項	1 利用期間中に利用児童について、入院その他緊急の措置を執る必要が生じた場合には、その処遇について実施施設に一任すること。 2 利用期間が終了したときは、直ちに利用児童を引き取ること。 3 実施施設への児童の送迎は原則保護者が行うこと。 4 利用後は、速やかに利用者負担額を支払うこと。	

変更（中止）を認めません。

理由
